**令和7年度 補助金/支援金一覧** 2025年9月19日 現在

事業者の方等がご利用いただける補助金等について、一覧表にまとめました。

なお、一覧表の補助金等の内容については、概略のみの記載となっておりますので、<mark>詳細につきましては必ず各種ホームページ等にてご確認下さい。</mark>

No.	補助金/支援金名称	対象事業者	概要	要件	補助額	申請期間
1	小規模事業者持続化補助金 <一般型> 相談窓口: 03-6634-9307	小規模事業者	(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。  <補助対象経費> ①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、⑤旅費、⑥新商品開発	<一般型> 地道な販路開拓等(生産性向上)の取組み 業務効率化(生産性向上)の取組み 等 <創業型> 「特定創業支援等事業」による支援を受けた 者であることが要件。特定創業等支援事業 を受けた日及び開業日が公募締切日から起 算して過去3年の間であること。		第18回 【公募期間】 令和7年10月3日~ 令和7年11月28日
			費、⑦借料、⑧委託・外注費	上記に加え以下の特別枠を拡充 ◆賃金引き上げ特例 <一般型>◆インボイ ス特例	<一般型> 賃金引き上げ特例:150万円上乗せ <一般型・創業型> インボイス特例:50万円上乗せ ※一般型のみ上記特例の要件をともに満たす 事業者は200万円上乗せ	
2	ものづくり・商業・ サービス生産性向上促進補助金 相談窓口:050-3821-7013	中堅·中小法人 個人事業者	●製品・サービス高付加価値化枠 革新的な新製品・新サービスの開発の取り組み を支援 <補助対象経費> 機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、 専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、 原材料費、外注費、知的財産権等関連経費	基本要件①~③を全て満たす補助事業終了後3~5年の事業計画を策定し達成することかつ従業員数21名以上の場合は基本要件④も満たすこと①付加価値額の増加②賃金の増加③事業所内最低賃金水準④従業員の仕事・子育て両立要件(従業員数21名以上の場合のみ)	従業員数 5 人以下下限100万円~750 万円6~20 人 1,000 万円21~50 人 1,500 万円51 人以上2,500 万円 舗助率:中小企業1/2 小規模企業・小規模事業者及び再生事業者2/3	第21回 【公募期間】 令和7年7月25日~ 令和7年10月24日 - 10月3日~ 電子申請受付開始
			●グローバル枠 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り 組みを支援 <補助対象経費> 上記と同じ。海外市場開拓(輸出)に関する事業 のみ、海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売 促進費	上記に加え、のグローバル要件①~④のいずれかに該当すること ①海外への直接投資に関する事業 ②海外市場開拓(輸出)に関する事業 ③インバウンド対応に関する事業 ④海外企業と共同で行う事業	下限100万円~上限3,000万円 補助率: 中小企業1/2 小規模企業·小規模事業者2/3	
3	三重県版経営向上計画実施支援補助金 相談窓口: 0596-25-5155	中堅·中小法人 個人事業者	三重県版経営向上計画のステップ2または、ステップ3の認定を受けた事業所が、認定された経営向上計画に基づき実施する経営課題の解決に向け行う事業 <補助対象経費> ①機械装置等費②広報費③開発費④マーケティング調査費⑤外注費	① 伊勢市内に主たる事業所(※)がある中小企業または小規模事業者 ※法人:伊勢市内に本社があること ※個人:伊勢市内に居住していること ② 三重県版経営向上計画の「ステップ2」または「ステップ3の認定を受けていること	上限 20万円 補助率:1/2 ※本補助金の利用については、ステップ2、ステップ3それぞれ通算1回(計2回まで)。	【申請·事業実施期限】 令和8年1月31日迄

No.	補助金/支援金名称	対象事業者	概要	要件	補助額	申請期間
4	中小企業新事業進出補助金	中堅·中小法人 個人事業者	既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる取組みを支援する。 事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること。 <補助対象経費> 機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費	①新事業進出指針に示す「新事業進出」の定義に該当する事業であること ②付加価値額の増加 ③給与支給総額の年平均成長率増加 ④地域別最低賃金+平均成長率増加 ⑤次世代育成支援対策推進法に基づく一般 事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。 ⑥金融機関等から資金提供を受ける場合 は、資金提供元の金融機関等から事業計画 の確認を受けていること。	2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円)	【公募期間】 令和7年9月12日~ 令和7年12月19日 11月10日~ 電子申請受付開始
5	IT導入補助金2025 相談窓口:0570-666-376	中堅·中小法人 個人事業者	●通常枠 中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業に要する経費の一部を補助。  <補助対象経費>ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、導入関連費  ●インボイス枠インボイス対応類型インボイス制度への対応を強力に推進するため、「通常枠」よりも補助率を引き上げて優先的に支援する。  <補助対象経費>ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費	(ア) 交付申請時点において、日本国内で法人登記(法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること。)され日本国内で事業を営む法人又は個人であること。 (イ) 交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。 (ウ) GビズIDプライムを取得していること。 ※一部抜粋。詳細は公募要領参照	・ITツールの業務プロセスが 1~3つまで:5万円~150万円未満 4つ以上:150万円~450万円以下	【申請期限】 5次締切: 令和7年9月22日(月) 6次締切: 令和7年10月31日 (金) 7次締切: 令和7年12月2日(火)
			人手不足に悩む事業者の省力化投資を促進し、 賃上げに繋げることを目的とする。 導入したい省力化設備がカタログに掲載されている場合は「カタログ注文型」を選択 カタログにない省力化設備や、生産・業務プロセスに最適化されたオーダーメイド設備の導入を計画している場合は、「一般型」を選択する。 <カタログ型補助対象経費> 省力化製品の設備投資における(1)製品本体価格、(2)導入に要する費用(導入経費)の2つが補助対象経費となる。		(光学) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語	【申請期限】 随時受付中 補助事業期間:原則、 交付決定日から12か 月以内
6	中小企業省力化投資補助金 相談窓口:0570-099-660 三重県省力化補助金事務局 059-227-6767	中堅·中小法人 個人事業者	ただし、借用(賃貸借契約を指し、ファイナンス・リース取引は除く。以下同じ。)に要する経費を補助対象として補助金の申請を行う場合、(2)は当該申請において補助対象とすることはできない。また、(2)のみを補助対象経費として申請することや、1回の交付申請で複数種類の製品を申請することはできない。 <一般型補助対象経費>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費	④次世代育成支援対策推進法に基づく一般	大幅賃上げ特例(補助上限額を250~2,000 万円上乗せ(上記カッコ内の金額は特例適用後 の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請	【公募期間】 未定

No.	補助金/支援金名称	対象事業者	概要	要件	補助額	申請期間
7	補助金/支援金名称  省エネルギー投資促進・需要構造 転換支援事業費補助金 相談窓口: (I)工場・事業場型 ●先進枠 03-5565-3840 ●一般枠/中小企業投資促進枠 03-5565-4463 (II)電化・脱炭素燃転型 03-5565-3840 (IV)エネルギー需要最適化型 03-5565-4773	中小企業者大企業	(I)工場・事業場型 ●先進枠 事務局が設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新する事業。 ●一般枠・中小企業投資促進枠 オーダーメイド型設備又は省エネ効果が高い高効率な設備へ更新する事業。 <補助対象経費> 設計費・設備費・工事費	●先進枠 申請単位において、原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上 投資回収年数が5年以上であること ●一般枠・中小企業投資促進枠 申請単位において、原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業・一般枠 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ②ゴネルギー消費原単位改善率:7%以上 投資回収年数が5年以上であること・中小企業投資促進枠 ①省エネ率+非化石制合増加率:7%以上 投資回収年数が5年以上であること・中小企業投資促進枠 ①省エネー非化石使用量:500kl以上 ②省エネ量+非化石使用量:500kl以上 ②省エネー消費原単位改善率:5%以上 投資回収年数が3年以上であること	●先進枠 【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円/事業全体(40億円/事業全体) 補助率:中小企業者等1/2以内大企業1/3以内 ●一般枠・中小企業投資促進枠・一般枠 【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円/事業全体(30億円/事業全体)・連携事業の上限額は30億円/事業全体(40億円/事業全体)・中小企業投資促進枠 【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円/事業全体(30億円/事業全体)・中小企業投資促進枠 【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 、複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円/事業全体(30億円/事業全体)。 ※複数年度事業の上限額は30億円/事業全体(40億円/事業全体)補助率:中小企業者等1/2以内	3次公募 【公募期間】 単年度 2025年8月13日 (水)~10月31日(金) 連数任度
			(II)電化・脱炭素燃転型 指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等を導入する事業。 <補助対象経費> 設備費・工事費(電化する事業の場合は付帯設備も対象)※工事費は中小企業者等に限る	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象)対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した以下の指定設備。 ②産業ヒートポンプ③業務用ヒートポンプ給湯器④高性能ボイラ。高効率コージェネレーション⑥低炭素工業炉省エネルギー率2%改善を目安とした、@EMS機器を活用した省エネ計画を作成するこ	【上限額】3億円/事業全体(5億円/事業全体) 【下限額】30万円/事業全体 補助率:1/2以内 【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体	
			シトシステム)機器を用い使用料削減・最適化を図る事業。 <補助対象経費> 設計費・設備費・工事費	と。 ①EMS機器を活用した省エネ計画による改善の成果を報告し、公表すること。 従来の投資回収年数要件は設けない。	補助率:中小企業者等1/2以内·大企業1/3以内	
8	省エネルギー投資促進支援事業費 補助金 相談窓口: ナビダイヤル 0570-039-930 IP電話からのお問い合わせ 042-303-0420	中小企業者大企業	な設備の導入を支援。高効率な設備として登録・公表された設備へ更新する事業 ※対象設備はHP参照 <補助対象経費> 設備費	原油換算量ベースで、更新範囲内において 以下いずれかの要件を満たす事業 ①省工本率:10%以上 ②省工本量:1kl以上 ③経費当たり計画省エネルギー量:1kl/千 万円	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体 補助率:1/3以内	3次公募 【公募期間】 2025年8月13日 (水)~9月24日(水)
			サー もこかいめ声致日の控制を受け、活動社	省エネルギー率2%改善を目安とした、① EMS機器を活用した省エネ計画を作成すること。 ②EMS機器を活用した省エネ計画による改善の成果を報告し、公表すること。	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体 補助率:中小企業者等1/2以内大企業、その他 1/3以内	